京都農業振興地域整備計画について、「農業振興地域の整備に関する法律施行令」第１０条の規定に該当する軽微な変更をしましたので、「農業振興地域の整備に関する法律」第１３条第４項で準用する同法第１２条の規定に基づき公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供します。

令和８年１１月１２日

京都市長　松井　孝治

１　縦覧期間

令和８年１１月１２日以降常時備え置くこととする。

（ただし、土曜日・日曜日・祝日等「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第４条により本市において「休日」と規定される日は除く。）

２　縦覧時間

午前８時４５分から午後５時３０分まで

（ただし、正午から午後１時までは除く。）

３　縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

京都市産業観光局農林振興室

（産業観光局農林振興室）